

新潟県条例第21号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年新潟県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、介護福祉士又は社会福祉士の資格を有し特定業務に従事することになり、かつ、引き続き特定業務に従事した場合であって、他の養成施設等における修学、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により特定業務に従事することができなかった期間を除き、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、同法第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域及び同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)において引き続き特定業務に従事した期間が3年に達したとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第8条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、介護福祉士又は社会福祉士の資格を有し特定業務に従事することになり、かつ、引き続き特定業務に従事した場合であって、他の養成施設等における修学、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により特定業務に従事することができなかった期間を除き、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>において引き続き特定業務に従事した期間が3年に達したとき。</p> <p>(3) (略)</p>

(新潟県ふるさと保全基金条例の一部改正)

第2条 新潟県ふるさと保全基金条例(平成5年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>を含む市町村の区域</p>

<p>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 <u>同法第41条第1項若しくは第2項</u> (同条第3項 の規定により準用する場合を含む。)、<u>同法第42 条又は第44条第4項</u>の規定により過疎地域とみ なされる区域を含む。)を含む市町村の区域 (4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
---	--------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟県介護福祉士等修学資金貸与条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年度から令和9年度までの間における第2条の規定による改正後の新潟県ふるさと保全基金条例第2条第3号の規定の適用については、令和3年度から令和8年度までの間は、同号中「区域を含む」とあるのは「区域及び同法附則第5条に規定する特定市町村 (同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む」とし、令和9年度に限り、同号中「区域を含む」とあるのは「区域及び同法附則第5条に規定する特別特定市町村 (同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む」とする。